

参考1：下請法上問題につながるおそれのある事例

※「価格転嫁に係る業種分析報告書」（令和4年5月31日）

<買ったたき>

金属製品 製造業	家具等に用いる金属部品の加工を下請事業者に委託している金属製品製造会社は、最低賃金が引き上げられたことを理由に下請事業者から単価の引上げを求められたにもかかわらず、自社のコスト上昇につながることは受け入れられないとして、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。
生産用機 械器具製 造業	複合機の附属品の製造を下請事業者に委託している製造会社は、新型コロナウイルス感染症の影響により下請事業者への発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めていた。
輸送用機 械器具製 造業	輸送機械の部品の製造を下請事業者に委託している機械製造会社は、下請事業者から、鋼材の仕入価格が高騰したことを理由に単価の引上げを求められたにもかかわらず、顧客が認めない限り、値上げ要請には応じないとして、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。
輸送用機 械器具製 造業	船舶部材の加工を下請事業者に委託している船舶製造会社は、自社の基準で各工程別に設定した単価のみを基準として、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めていた。
電気機械 器具製 造業	電子機器に内蔵する機器の製造を下請事業者に委託している電気機械器具製造会社は、顧客からの納期短縮の要請に応じるために、下請事業者に短納期発注を行った際に、納期短縮による下請事業者のコスト増加を考慮せず、下請事業者と協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。
印刷・同関 連業	印刷物の製造を下請事業者に委託している印刷会社は、顧客からの納期短縮の要請に応じるために、下請事業者に短納期発注を行った際に、納期短縮に伴う下請事業者のコスト増を考慮する必要がないと決めつけて、下請事業者と協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。
ゴム製品 製造業	押出成型品の製造を下請事業者に委託している製造会社は、下請事業者から原材料価格等が高騰したため単価の引上げを求められたにもかかわらず、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。
機械器具 卸売業	業務用エレベーターに使用する部品の製造及び修理を下請事業者に委託している機械器具卸売会社は、顧客からの納期短縮の要請に応じるために、下請事業者に納期の短縮を求めたが、製造期間は十分に確保されていると決めつけて、下請事業者に発生する費用の増加を考慮せずに、下請事業者と協議をすることなく一方的に従来どおりに下請代金の額を据え置いていた。また、同社は、量産時の大量発注の終了後に、少量のみ個別に発注を行ったが、発注数量が大幅に減少して

	いるにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で下請代金の額を定めていた。
道路貨物 運送業	鋼材等の運送を下請事業者へ委託している運送会社は、下請事業者から燃料価格が上昇したため、上昇分の取引価格への反映を求められたにもかかわらず、運送料金は荷主との間で既に決まっておき、荷主の業界の景気が悪い状況で下請事業者へ利益を還元することは困難であるとして、下請事業者と十分に協議をすることなく、一方的に従来どおりに取引価格を据え置いていた。
情報サー ビス業	システム開発やカスタマーサポート業務を個人事業者等の下請事業者へ委託しているインターネットサービス運営会社は、合理的な理由がないにもかかわらず、特定の下請事業者を差別して、下請代金の算定方法を他の下請事業者と異なる扱いとし、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めていた。
技術サー ビス業	行政機関から請け負った土地区画整理事業を遂行する際の各種関連業務を下請事業者へ委託している調査・測量サービス会社は、下請事業者から、人件費の上昇を理由に対価の引上げを求められたにもかかわらず、行政機関の定めた単価表のみを基準として、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に通常対価より低い単価で下請代金の額を定めていた。
自動車整 備業	車両の修理・運搬業務を下請事業者へ委託している自動車整備会社は、燃料価格が高騰しているにもかかわらず、下請事業者と十分に協議をすることなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。
総合工事 業	水質調査、測量業務等を下請事業者へ委託している建築会社は、資材価格及び人件費が大幅に上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、合理的な理由は述べず、顧客が予算単価を見直さない限りは応じないとして、下請事業者と十分に協議をすることなく一方的に従来どおりに取引価格を据え置いていた。
不動産取 引業	オフィスの清掃、移転業務等を下請事業者へ委託している不動産サービス会社は、下請事業者からコスト上昇を理由に下請代金の引上げを求められたにもかかわらず、下請事業者と協議をすることなく一方的に従来どおりに単価を据え置いていた。

<減額>

金属製品 製造業	自動車部品の製造を下請事業者へ委託している金属製品製造会社は、下請事業者への発注単価の改定の際、旧単価が適用される発注分についても新単価を遡って適用したことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。
-------------	--

生産用機械器具製造業	プラスチックの押出成形機器の部品の製造を下請事業者に委託している機械製造会社は、顧客から交付された手形を金融機関で現金化する際に発生する割引料を下請事業者負担させる目的で、「割引料」として下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金を減じていた。
印刷・同関連業	印刷及び印刷物の加工を下請事業者に委託している印刷会社は、下請事業者と書面で合意することなく、下請代金を下請事業者の金融機関の口座へ振り込む際の手数料を下請事業者負担させ、支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。
輸送用機械器具製造業	自動車部品の金属加工を下請事業者に委託している自動車部品メーカーは、支払代金を算出する際に、加工単価と数量を乗じて得た額の端数を切り捨てることにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。
パルプ・紙・紙加工品製造業	段ボール及び美粧ケースの加工を下請事業者に委託している加工紙製造会社は、現金振込によって下請代金を支払っている下請事業者に対し、自社が実際に負担した振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。
なめし革・同製品・毛皮製造業	靴の製造を下請事業者に委託している靴メーカーは、下請代金のうち一部を現金払とする見返りとして、下請代金から一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。
総合工事業	建物の石綿分析結果報告書の作成を下請事業者に委託しているリフォーム事業会社は、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。
総合工事業	設計図面に掲載するイラストの作成を下請事業者に委託している建設会社は、下請事業者への振込手数料について、実費を超える金額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。
その他の卸売業	家具の製造を下請事業者に委託している家具販売会社は、一定額を超える下請代金の支払につき手形を交付しているが、下請事業者と書面で合意することなく、手形を下請事業者に郵送する際の費用を下請事業者負担させ、支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。
技術サービス業	測量図の作成を個人事業者等の下請事業者に委託している建設コンサルタント会社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。

情報サービス業	ソフトウェアの開発を下請事業者に委託しているソフトウェア受託開発会社は、下請事業者に発注内容を追加し、追加作業に伴う人件費の増加費用を考慮した下請代金を定めていたにもかかわらず、支払うべき下請代金の額から当該増加相当額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。
娯楽業	プロスポーツ関連グッズの製造を下請事業者に委託している娯楽興行会社は、支払代金を算出する際に、製造単価と数量を乗じた額から円未満の端数を切り捨てた上で合算することにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。

<支払遅延>

生産用機械器具製造業	建設機械及びはん用製品の部品の製造を下請事業者に委託している機械製造会社は、一定額を超える下請代金の支払について、手形を下請事業者に交付しているところ、支払期日を経過して手形を郵送していたため、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
金属製品製造業	設計図の作成を個人事業者の下請事業者に委託している内装工事会社は、「毎月末日納品締切、翌々月1日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。また、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。さらには、下請事業者と書面で合意していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由として、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
はん用機械器具製造業	自動車メーカー向けの油圧機器等の製品、半製品、部品又はこれらの製造に用いる金型の製造を下請事業者に委託している製造会社は、下請事業者に製造を委託した金型を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。
印刷・同関連業	印刷及び製本加工を下請事業者に委託している印刷会社は、下請事業者との合意を書面化していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由として、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
印刷・同関連業	シルクスクリーン印刷を委託している印刷会社は、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、受入検査の終了が長引いたことを理由に、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
繊維工業	衣料品等の製造を下請事業者に委託している製造販売会社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、自社の資金を確保することを理由として、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日を経過して

	下請代金を支払っていた。
繊維工業	衣料品の製造を下請事業者に委託しているアパレル会社は、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、下請事業者の請求書の提出が遅れたことを理由に、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
映像・音声・文字情報制作業	映画のDVDパッケージデザインの制作を下請事業者に委託している映画配給・興行会社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
道路貨物運送業	スーパーマーケット等への商品の配送業務を下請事業者に委託している運送会社は、自社と荷主との間で作業代金支払に関して問題が発生したことを理由として、下請事業者が役務を提供したにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
道路貨物運送業	貨物運送を下請事業者に委託している運送会社は、毎月20日締切り、翌月末支払の支払制度によって下請代金を支払うことにより、下請事業者による役務提供を受けた日から60日を経過して下請代金を支払っていた。
飲食料点小売業	食品の製造を下請事業者に委託している食品製造販売会社は、「毎月末日納品締切、翌々月10日支払」、「毎月末日納品締切、翌々月15日支払」又は「毎月末日納品締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。
広告業	商品の動画広告の制作業務を下請事業者に再委託している広告会社は、検査に時間を要したことを理由として、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
その他の事業サービス業	結婚式、イベントに関する業務を下請事業者に委託している冠婚葬祭会社は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少し、自社の資金繰りが悪化したことを理由に、下請代金の支払を1か月順延することにより、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
その他の事業サービス業	ビル清掃を下請事業者に委託しているビルメンテナンス会社は、当該ビル清掃が「連続して提供される役務」（注：個々の役務が連続して提供される役務であって、一定の要件を満たすことにより、月単位で設定された締切対象期間の末日に当該役務が提供されたものとして取り扱うことができるものをいう。下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第4の2(4)参照。次の事例においても同じ。）に該当しないにもかかわらず、毎月月末締切り、翌々月末支払の支払制度によって下請代金を支払うことにより、下請事業者による役務提供を受けた日から60日を経過して下請代金を支払っていた。
設備工事業	業務用エアコン、換気機器等の修理を継続的に下請事業者に委託している設備工事会社は、日々継続して修理を委託していることをもって、連続して提供される

	<p>役務に該当すると誤認し、下請代金を毎月月末締切り、翌々月末支払の支払制度によって支払うことにより、下請事業者の給付を受領した日から 60 日を経過して下請代金を支払っていた。</p>
--	--

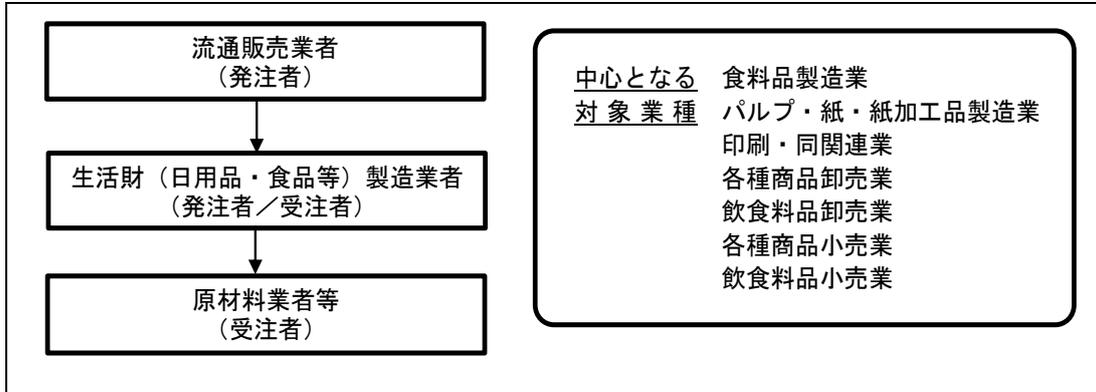
参考 2：荷主と物流事業者との取引において問題につながるおそれのある事例

※「荷主と物流事業者との取引に関する調査結果について」（令和 4 年 5 月 25 日）

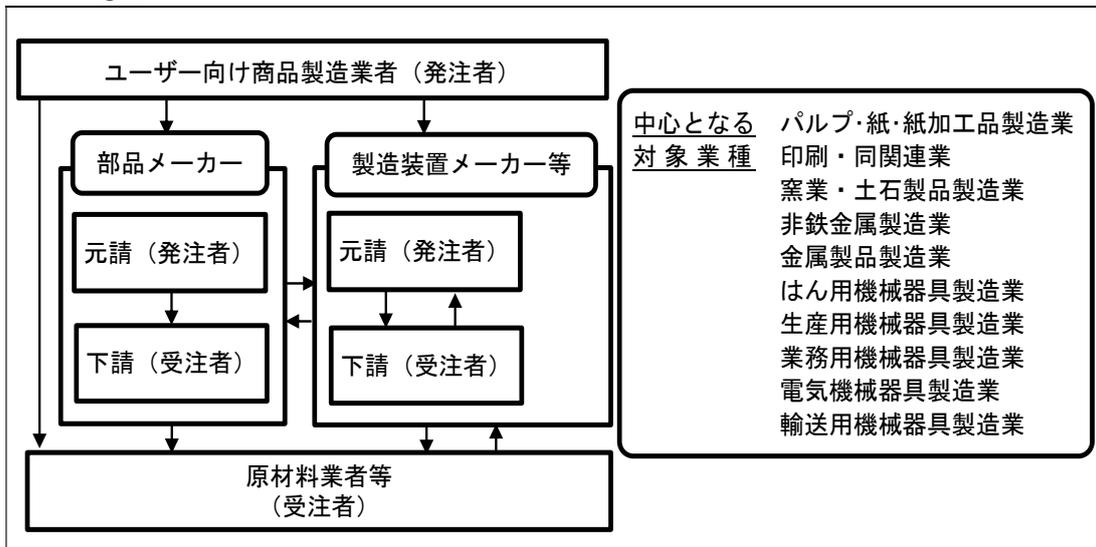
食料品製造業	荷主は、物流事業者に対し、10 時間以上の待機をさせたが、待機料金を支払わなかった。
道路貨物運送業	荷主は、物流事業者に対し、指定した配送先に誤りがあったことを理由に、別の配送先に配送をさせたが、追加費用を支払わなかった。
家具・装備品製造業	荷主は、社内連絡が滞ったことによる事務処理の遅れが原因で、物流事業者への支払が本来の支払月よりも 1 か月遅れた。
総合工事業	荷主は、自社が取引先から代金を収受するのが遅れたことを理由に、物流事業者への支払を遅らせた。
非鉄金属製造業	荷主は、物流事業者に対し、毎月の支払額から一律 5 % 減じた金額を支払っていた。
総合工事業	荷主は、物流事業者に対し、毎月の支払代金に千円単位の端数があった場合、当該端数を切り捨てて支払っていた。
家具・装備品製造業	荷主は、通関手続において発生する関税・消費税を荷主において直接支払わず、物流事業者に対し、立替払をさせた。
飲食料品卸売業	荷主は、物流事業者に対し、「協力金」との名目で、数万円の金銭を提供させた。
窯業・土石製品製造業	荷主は、物流事業者から運賃の引上げを求められたが、ほかにも低価格で運送を行う物流事業者が存在するとして取引先変更の可能性がある旨通告し、引上げに応じなかった。
設備工事業	荷主は、物流事業者からの契約金額の交渉の要望を門前払いし、最初（40～50 年前）に契約した金額を継続して据え置いている。

参考3：サプライチェーン・バリューチェーン全体の価格転嫁の構造

○類型1 生活・暮らしを支え、豊かにする各種商品を製造・販売する生活関連のサプライチェーンを構築しているもの



○類型2 原材料から加工、部品、完成品の納入というサプライチェーンを形成しているもの



○類型3 生活・暮らしを支え、豊かにするサービスの提供に関するものであって、役務の委託関係があるもの

